



川崎駅東口周辺地区 総合自転車対策実施計画 (平成23～平成25年度)

川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画

平成24年3月

川崎市

【お問い合わせ先】

川崎市建設緑政局自転車対策室

電話: 044-200-2304

FAX: 044-200-3979

平成24年3月
 川崎市

実施計画策定の趣旨

本実施計画は、「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策基本計画（平成22年8月策定）」に位置づけた3つの「基本方針」に基づく各施策を着実に推進するために、次の2項目を目的として作成したものです。

- 1 基本方針に基づく「11の施策」を総合的に推進し、施策の効果をより高めるため、施策の体系化を図ることによって、施策相互間の関連性を明らかにし、実効性のある計画とした。
- 2 上位計画である川崎市新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画（平成23年度～平成25年度）との調整を踏まえた、各事業の3カ年の具体的な取り組みスケジュールを明確にした。

「川崎駅東口周辺地区総合自転車対策」基本計画概要

目標と3つの基本方針

目標 魅力あるまちをつくる

公民連携により、歩行者と自転車の通行環境の安全性・快適性及びまちなみ景観の向上を図り、本市を代表する拠点としての都市機能及び魅力を高めます。

基本方針 1

安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

- 歩行者と自転車の通行空間の分離を基本とした安全性と快適性の向上に向けた取り組みの推進
- 自動車中心の道路構造から歩行者・自転車のための道路空間構築に向けた取り組みの推進

基本方針 2

適正な自転車利用の誘導

- 自転車需要をマネジメントするという発想にたった公共交通機関への転換等を含めた総合的な自転車対策の推進
- 公民の協働の取り組みによる適正な自転車利用の推進

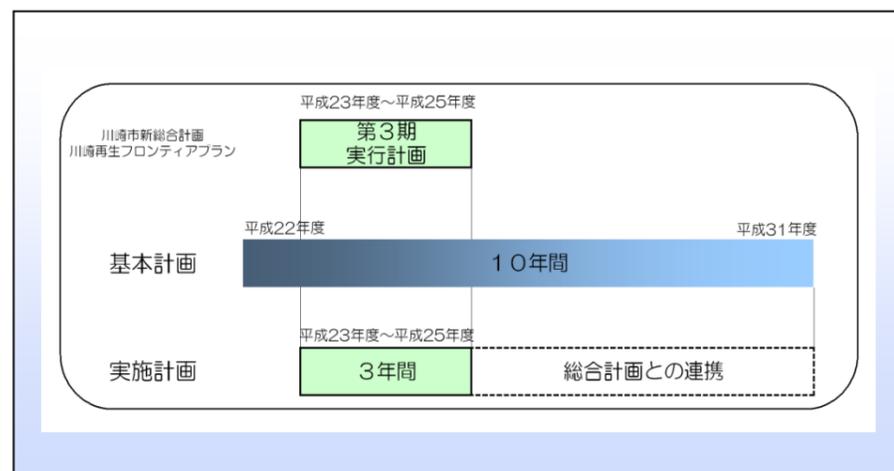
基本方針 3

効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用

- 駐輪需要に対応した計画的な駐輪場の整備
- 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金の設定
- 公民連携による駐輪場の整備・管理・運営の推進

計画期間

実施計画については3カ年の計画とし、今後の社会経済環境の変化に適切に対応するために、川崎市総合計画・実行計画と連携を図り、更新・見直しを行います。



11の施策の概要

基本方針

1

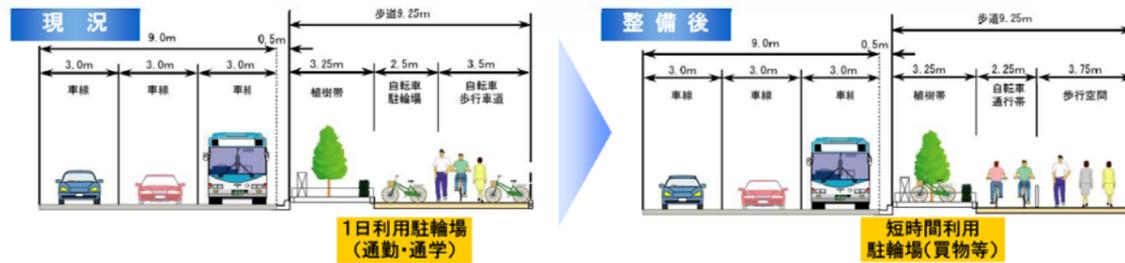
安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築

1 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備

川崎駅東口周辺地区の目抜き通りとなる市役所通りと新川通りにおいて、歩行者と自転車の通行空間の分離を図り、健常者だけでなく、高齢者や身体が不自由な方など、さまざまな方に配慮した安全で快適な通行環境の整備を進めます。

- 路上駐輪場の代替施設の整備後、路上駐輪場を撤去し、歩行者と自転車の通行空間を分離
- 通行位置の明示や注意喚起に必要な路面標示などを設置
- 交差点部、バス停部における安全かつ円滑な処理に留意した整備を推進
- 植栽帯の高木間に短時間利用者を対象とした駐輪施設を設置

●整備イメージ



2 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保

川崎駅東口周辺地区において、道路上を不法占用している商店の看板などに対する撤去を強化し、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。

- 関係機関と連携した、道路上の不法占用物件に対する指導・撤去の強化 など

3 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制

川崎駅東口駅前広場及び周辺の歩道を「押し歩きエリア」として設定し、自転車利用者の押し歩きを推進することで、健常者だけでなく、高齢者や身体が不自由な方など、さまざまな方に配慮した安全で快適な歩行空間の実現を目指します。

- 交通安全活動を中心に「押し歩き」推進の呼びかけの実施
- 地域団体等や警察との連携体制の構築
- 街頭での呼びかけのほか、まちなみの景観に配慮した効果的なサインの設置、広報車、街頭放送など様々なツールを活用した推進活動の実施
- アゼリアビジョン等を活用した、映像による啓発の実施



4 自転車通行環境整備に向けた取り組み

川崎駅東口周辺地区を拠点とする自転車通行環境の整備を進め、歩行者、自転車、バス、自動車と共存できる通行環境の構築を推進します。

- 川崎区内の幹線道路を中心に、川崎駅東口周辺地区へのアクセス性、駐輪場との連続性等を考慮し、歩行者と自転車の通行空間の分離を基本とした自転車通行環境整備を推進

基本方針

2

適正な自転車利用の誘導

5 放置自転車の撤去の徹底

「川崎市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、自転車等放置禁止区域における自転車・原動機付自転車の撤去を強化し、自転車等の放置の防止と駐輪場の利用を促進するとともに、歩行者等の通行の安全とまちなみ景観の向上を目指します。

- 映像や広報車による啓発活動の実施
- 撤去頻度の少なかった休日及び午後の撤去の強化
- 短時間利用駐輪場の整備を契機に放置自転車等の撤去を徹底



●自転車等放置禁止区域範囲

6 交通体系を考慮したバス交通の利用促進

川崎区の主要な公共交通機関であるバス交通を将来にわたる交通手段として維持するため、更なる利便性の向上と利用促進を図り、自転車利用との有機的な連携についても検討します。

- 交通需要に応じた新たな路線の開設や、混雑緩和など需要に応じたバス運行ダイヤの見直しなど、バス運行を改善
- バリアフリー対応のバスへの更新やバスナビの充実など、バス交通の利便性を向上
- バスの利用促進を目的に、新たな駐輪場料金を踏まえたサイクル&バスライドの導入を検討

7 コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み

適正な自転車利用を促進するために、コミュニティサイクル等の導入の可能性を検討します。

- 交通手段としての有効性や採算性などの検討

8 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進

公民の連携、協働による自転車利用者への広報活動の推進や、自転車利用者に対する教育活動の推進により、自転車利用者への交通ルール周知の徹底、マナー意識の向上を目指します。

- 「川崎市交通安全計画」に基づき、既存の地域団体等と連携した啓発活動の継続・発展
- 交通安全教室など教育活動の推進



●マナーアップキャンペーンの様子

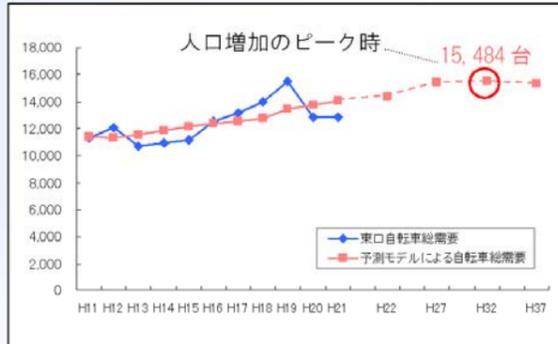
9 利用目的に応じた駐輪場の整備

駐輪場の整備に関する現状と課題を踏まえた整備方針の検討を行うとともに、これまでの駐輪需要の推移から今後の駐輪需要の予測を行い、まちなみ景観に配慮した計画的な駐輪場の整備を図ります。

現在の既設駐輪場の収容可能台数は10,600台ですが、計画推進期間の目標収容台数を10年後の約15,000台と設定し、段階的に整備します。また、商店街での買い物などを目的とする利用者を対象とした短時間利用の駐輪場として整備を推進します。

駐輪場整備の方針

- 方針1 歩行者の安全に配慮した駐輪場整備
- 方針2 公共用地を活用した整備
- 方針3 利用者のニーズに対応した整備
- 方針4 民間事業者等による整備促進
- 方針5 まちなみ景観に配慮した駐輪場整備

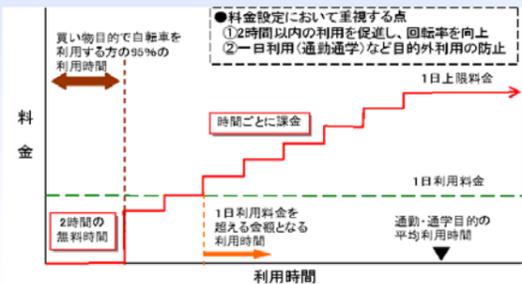


※駐輪場の目標収容台数は、自転車の駐輪需要の動向を見極めるとともに、必要に応じた修正・見直しを行います。

10 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金設定

「自転車等駐車場利用者の適正な負担のあり方検討会議※」の検討内容を踏まえて、駐輪場の利便性に応じた多様な料金設定により、駐輪場の利用促進を図ります。

- 駅からの距離など利便性に応じた料金制度の導入を検討
- 短時間利用が無料となる利用時間に応じた課金制度の導入を検討



● 短時間料金設定イメージ

(「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン※」より)

※市内における自転車等駐車場の料金の適正な受益者負担の仕組みと新たな管理運営方法の検討を行うため、学識者、市民代表、公共交通事業者、交通管理者、行政関係者を委員として、平成20年8月に設立された検討会議です。

※なお、基本計画策定後、平成23年2月に本市として取り組むべき施策の方向性を取りまとめた「自転車の適正利用に向けた駐輪場利用促進プラン」を策定しました。

11 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討

鉄道事業者や地元事業者等と連携した駐輪場の整備促進及び駐輪場を効果的に活用するため、民間活力の導入を検討します。

- 鉄道事業者や地元事業者等による主体的な駐輪場の整備を促進
- 民間事業者の駐輪場の整備に対する助成制度等を検討
- 指定管理者制度の導入を検討

計画期間(平成23~25年度)の主な取組

<p>安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築</p> <p>基本方針1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市役所通りにおける通行環境の整備 安全・安心に通行できる道路空間を確保するため、既存の路上駐輪場を廃止し、歩行者と自転車の通行空間の分離による再整備を実施します。また、代替駐輪場への自転車利用者の適切な誘導を図ります。 ● 不法占用物件の撤去に向けた取組 まちなみ景観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物の適正な管理及び市民ボランティアと連携した路上違反広告物の撤去を推進します。市役所通りの整備に伴い、道路上の違反広告物等の撤去を強化します。 ● 自転車走行抑制への取組 安全で快適な歩行空間を実現するため、歩行者の通行が多い駅前広場やその周辺の歩道において、関係機関と連携を図り、自転車の「押し歩き」推進活動などを実施します。 ● 自転車通行環境整備に向けた取組 川崎区内の自転車通行環境を構築するため、幹線道路を中心に整備すべき路線の考え方や歩行者・自転車の通行空間の分離方法など、自転車通行環境整備の基本方針を策定します。
<p>適正な自転車利用の誘導</p> <p>基本方針2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置自転車対策の推進 歩行者等の通行の安全とまちなみ景観の向上を図るため、放置自転車の休日の撤去強化とともに、市役所通りの撤去活動を強化します。自転車利用マナーの啓発活動や駐輪場への自転車の誘導を、市民ボランティアなどの多様な主体との協働により推進するとともに、映像を活用した啓発活動を実施します。 ● バス交通の利便性向上に向けた取組 バス交通の利便性向上と利用促進を図るため、バス停留所にバスロケーションシステムの導入などを行うとともに、停留所施設の充実を図り、利用しやすいバス交通を促進します。バス専用・優先レーンの機能確保に向けて、関係機関と連携して、荷さばき車両の駐停車対策を推進します。バス交通の利用促進を目的として、新たな駐輪場利用料金を踏まえ、サイクル&バスライドの導入について検討を進め、取り組みの方向性を整理します。 ● コミュニティーサイクル導入に向けた取組 駐輪場の必要台数や放置自転車の削減の視点から、コミュニティーサイクル等の導入検討を行うため、他都市で先行している事例の調査を行い、導入の可能性について研究・検討を進め、取り組みの方向性を整理します。 ● 交通ルール遵守やマナー向上に向けた取組 自転車利用者への交通ルール周知の徹底、マナー意識の向上を図るため、地域や関係団体等との連携による交通安全市民総ぐるみ運動の取組を推進するとともに、特に幼児、児童、高齢者を対象として、交通安全教室を開催します。
<p>効率的かつ効果的な駐輪場の整備・活用</p> <p>基本方針3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用目的に応じた駐輪場の整備 市役所通りの通行環境整備を実施するため、路上駐輪場代替施設を宮本町地内、本町地内に整備します。買い物目的等の短時間利用者の駐輪場利用を促進するため、市役所通りにおいて、既設の路上駐輪場を廃止し、時間利用駐輪場を整備します。新川通りの通行環境整備を進めるために、既存の路上駐輪場の代替施設の整備に向けた取り組みを進めます。 ● 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金設定 駐輪場の利用促進や利用率の平準化を図るため、駅の特長や駅からの距離、駐輪施設の形態など、周辺環境や施設特性に応じた「新たな料金体系」の導入を行います。買い物目的等の短時間利用者の駐輪場利用を促進するため、短時間利用が無料となる課金制度を導入します。 ● 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営 民間事業者による積極的な駐輪場の整備を促進するため、助成制度などの支援策の導入を図ります。また、鉄道事業者と連携した駐輪場整備を促進します。駐輪場の利用促進を図るため、管理運営について指定管理者制度を導入し、利用者のニーズに柔軟かつ迅速に対応するなど民間事業者のノウハウを活用します。

取組スケジュール

3つの基本方針	11の施策	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度以降
基本方針1 安全転で車快の適な歩行者と構築	1 市役所・新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備	市役所通り関係機関協議 (※施策2と関連あり)	市役所通りの自転車通行環境整備 (※施策5・8と関連あり)	市役所通りの自転車通行環境整備の効果検証	新川通りの取組推進
	2 不法占用物件の撤去などによる安全で快適な歩行空間の確保	路上違反広告物の撤去・関係機関との連携体制構築 (※施策1と関連あり)	路上違反広告物の撤去・市役所通り等の違反広告物等の撤去	路上違反広告物の撤去・市役所通り等の違反広告物等の徹底撤去	取組継続
	3 駅前広場周辺エリアにおける自転車の走行抑制	川崎駅東口駅前広場周辺の「押し歩き」推進活動 関係機関等との連携体制の構築	関係機関との連携による「押し歩き」の推進活動	効果検証 さらなる連携体制の構築	取組推進
	4 自転車通行環境整備に向けた取り組み	自転車通行環境整備方針の策定に向けた検討	自転車通行環境整備方針の策定 (※施策7と関連あり)	対象路線の整備に向けた協議・調整	取組推進
基本方針2 適正な自転車利用の誘導	5 放置自転車の撤去の徹底	放置自転車の撤去の徹底(体制の強化) ・休日撤去の強化 ・映像を活用した啓発活動等	放置自転車の撤去の徹底(体制の強化) ・前年度取組み継続ほか映像内容の充実	放置自転車の徹底的撤去(体制の強化) ・前年度取組み継続ほか市役所通り放置自転車の撤去活動を強化	取組継続
	6 交通体系を考慮したバス交通の利用促進	駐輪場利用の啓発誘導 ・駅前広場放置防止の強化	駐輪場利用の啓発誘導 ・宮本町地内駐輪場への誘導	駐輪場利用の啓発誘導 ・短時間駐輪場利用の啓発誘導	取組継続
	7 コミュニティサイクル等の導入に向けた取り組み	バス交通のサービスの充実 ・バスロケーションシステムの導入 ・停留所施設等の充実	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保(警察との連携) ・荷捌き対策推進計画の検討	バス交通のサービスの充実 バス専用・優先レーン機能確保(警察との連携) ・荷捌き対策の一部実施	取組推進
	8 交通ルールの周知、マナー向上に向けた啓発活動の推進	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・「川崎区交通安全子ども自転車大会」の開催 (※施策3と関連あり)	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続	交通安全対策の実施 自転車マナーアップ事業の実施 ・前年度取組み継続ほか 市役所通り通行ルールの周知活動等	取組推進
基本方針3 効率的な駐輪場の整備・活用	9 利用目的に応じた駐輪場の整備	市役所通り代替駐輪場 ・宮本町地内(いさご車庫)駐輪場の整備 ・本町地内(旧水道営業所用地)駐輪場の詳細設計 (※施策1・5と関連あり)	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内(旧水道営業所用地)駐輪場の整備 市役所通り 短時間駐輪場の整備 (※施策5・10と関連あり)	市役所通り代替駐輪場 ・本町地内(旧水道営業所用地)駐輪場の供用開始	取組推進
	10 駐輪場の利便性や利用目的に応じた多様な料金体系の設定	新川通り代替駐輪場 ・候補地の比較検討、選定 (※施策4と関連あり)	新川通り代替駐輪場 ・候補地選定に基づく関係機関との協議・調整	新川通り代替駐輪場 ・整備に向けた実施計画の策定	取組推進
	11 公民連携による駐輪場の整備促進及び管理運営手法の検討	「新たな料金体系」の導入に向けた手続き (※施策5・6・9と関連あり)	「新たな料金体系」の導入	「新たな料金体系」実施後の利用動向調査	取組推進
		民間駐輪場助成制度の導入に向けた検討	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進 (※施策5と関連あり)	助成制度の導入など民間による駐輪場の整備促進	取組推進
		駐輪場の指定管理者の導入検討 (※施策5と関連あり)	駐輪場の指定管理者の導入	駐輪場の指定管理者の効果検証	取組推進